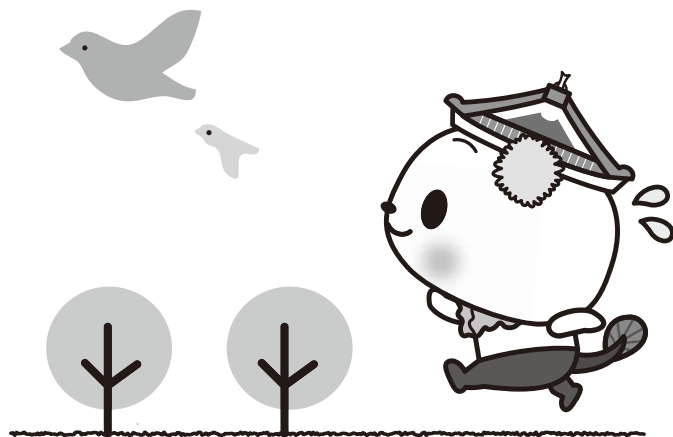
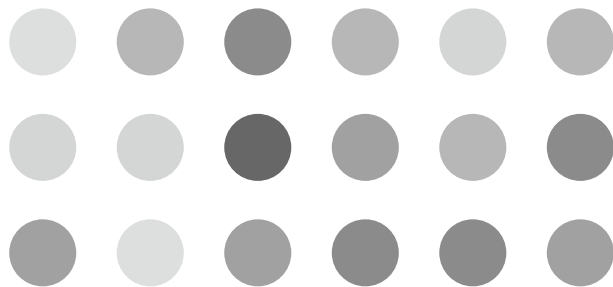


第5次吉田町総合計画

資料編



(設置)

第1条 まちづくりの計画的かつ効果的な推進を図るため、吉田町地域づくり推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 吉田町総合計画の策定
- (2) 国土利用計画吉田町計画の策定
- (3) 町内各地区の地域づくり推進計画の策定
- (4) その他地域づくりの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

副町長 理事 防災監 参事 総務課長 防災課長 企画課長 税務課長 町民課長 社会福祉課長 健康づくり課長 高齢者支援課長 産業課長 都市建設課長 下水道課長 水道課長 会計課長 議会事務局長 教育委員会事務局長 図書館長 吉田町牧之原市広域施設組合事務局長 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部消防長 吉田町牧之原市広域施設組合教育委員会事務局長

2 委員会の委員長は、副町長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長には、委員長が当たる。

(部会)

第5条 委員会に、具体的事項を調査検討するための部会を置く。

2 部会の構成は、そのつど別に定める。

3 部会の座長は、企画課長をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年6月10日から施行する。

附 則(平成9年12月25日要綱第11号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月31日要綱第1号)
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日要綱第5号)
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日要綱第11号)
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月30日要綱第14号)
この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日要綱第3号)
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月11日要綱第20号)
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日要綱第16号)
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日要綱第21号)
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日要綱第16号)
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日要綱第37号)
この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日要綱第6号)
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月1日要綱第29号)
この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、まちづくりの基本的な方向性を示し、町の発展及び住民福祉の向上を図るための総合的な指針である吉田町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 町の目標とする将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱をいう。
- (2) 基本計画 基本構想に基づき、必要な施策を体系化し、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針をいう。
- (3) 実施計画 基本計画で明らかにされた個々の施策の実効性を確保する予算編成の具体的な指針をいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、総合計画を策定し、これに即して町政を運営しなければならない。

(総合計画の構成)

第4条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されるものとする。

- 2 基本構想は、計画期間を8年とし、8年ごとに策定するものとする。
- 3 基本計画は、前項に規定する基本構想の計画期間を前期4年及び後期4年に区分した各期間をその計画期間とし、4年ごとに策定するものとする。
- 4 実施計画は、計画期間を3年とし、毎年策定するものとする。

(審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、吉田町総合計画等審議会条例(平成27年吉田町条例第25号)第1条に規定する吉田町総合計画等審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画との整合)

第7条 町長は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

吉田町総合計画等審議会条例

資料編
3

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、吉田町総合計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる計画等に関し必要な調査及び審議を行う。

- (1) 町の総合計画
- (2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく国土の利用に関する計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重要な施策に関する計画等

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 行政委員会の委員
- (2) 公共的団体の役員又は当該団体が推薦する者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(特別委員)

第4条 町長は、第2条第3号に規定する調査及び審議において必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。

2 前項の特別委員は、識見を有する者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員又は特別委員(以下「委員等」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員等が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員等を辞したものとみなす。
- 3 委員等の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員等の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の意見聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員等でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

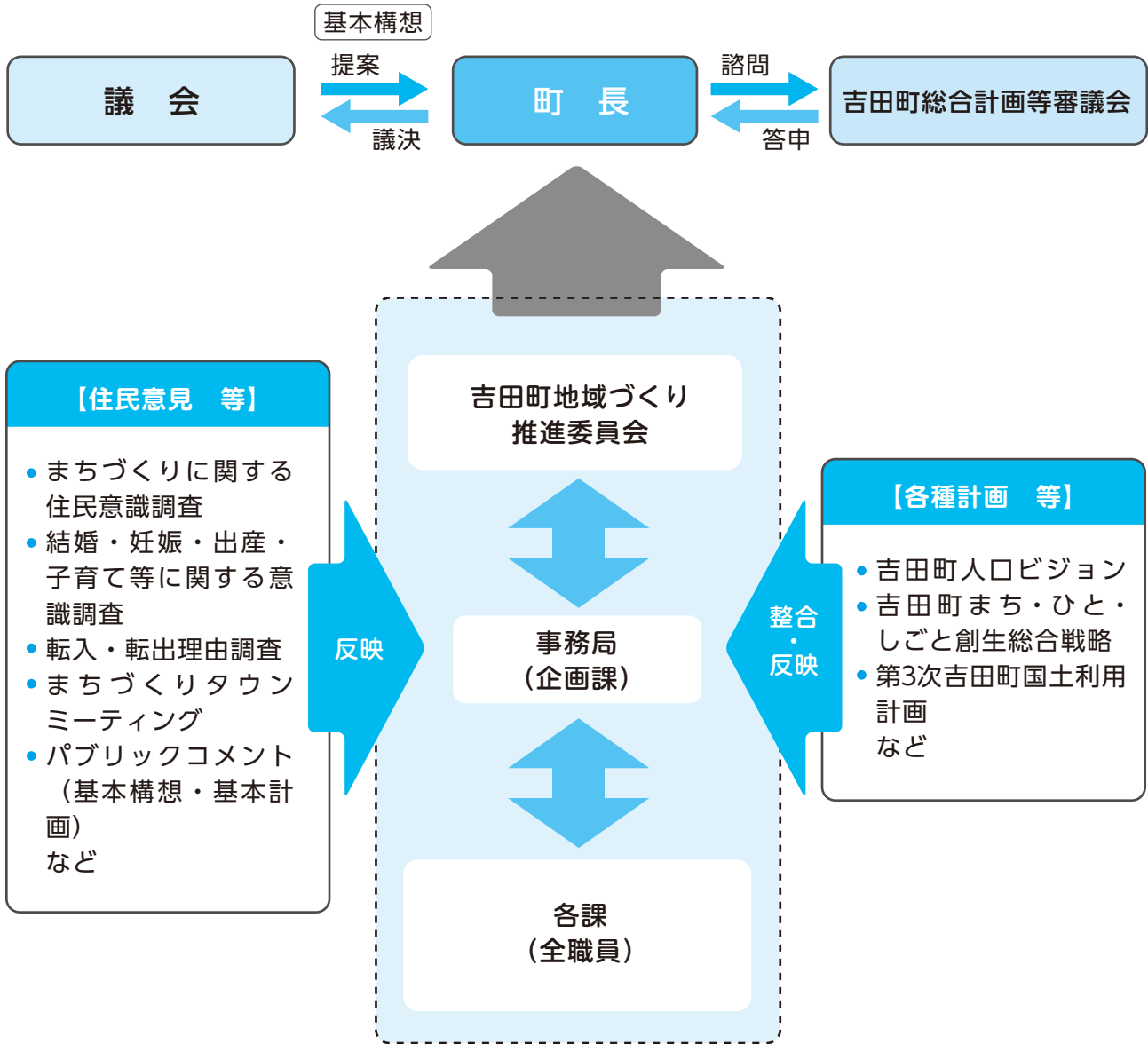
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に行われる審議会は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。
(吉田町開発審議会条例の廃止)
- 3 吉田町開発審議会条例(平成3年吉田町条例第15号)は、廃止する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年吉田町条例第87号)の一部を次のように改正する。
別表第1中「開発審議会」を「総合計画等審議会」に改める。



※地域づくり推進委員会 委員長：副町長
委員：理事、参事、課長級

資料編

吉 企 第 5 2 4 号
平成27年12月14日

吉田町総合計画等審議会
会 長 田 中 啓 様

吉田町長 田 村 典 彦

第5次吉田町総合計画の策定について(諮問)

吉田町総合計画の策定に関する条例(平成27年吉田町条例第24号)第5条及び吉田町総合計画等審議会条例(平成27年吉田町条例第25号)第2条第1号の規定に基づき、第5次吉田町総合計画の基本構想(案)について、貴審議会の意見を求めます。

平成28年1月15日

吉田町長 田 村 典 彦 様

吉田町総合計画等審議会
会 長 田 中 啓

第5次吉田町総合計画の策定について(答申)

本審議会は、吉田町総合計画の策定に関する条例(平成27年吉田町条例第24号)第5条及び吉田町総合計画等審議会条例(平成27年吉田町条例第25号)第2条第1号の規定に基づき、平成27年12月14日付け吉企第524号で諮問のありました第5次吉田町総合計画の基本構想(案)について調査審議した結果、一部修正を加えて成案としたものが適当と認めましたので、当該成案を付して、ここに答申します。

なお、基本構想中、「土地利用の構想」については、静岡県との調整を踏まえて、適正な内容に整えるよう申し添えます。

第5次吉田町総合計画(前期基本計画)の策定について(諮問)

資料編
7

吉企第576号
平成28年1月15日

吉田町総合計画等審議会
会長 田中啓様

吉田町長 田村典彦

第5次吉田町総合計画の策定について(諮問)

吉田町総合計画の策定に関する条例(平成27年吉田町条例第24号)第5条及び吉田町総合計画等審議会条例(平成27年吉田町条例第25号)第2条第1号の規定に基づき、第5次吉田町総合計画の前期基本計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

第5次吉田町総合計画(前期基本計画)の策定について(答申)

資料編
8

平成28年2月8日

吉田町長 田村典彦様

吉田町総合計画等審議会
会長 田中啓

第5次吉田町総合計画の策定について(答申)

本審議会は、吉田町総合計画の策定に関する条例(平成27年吉田町条例第24号)第5条及び吉田町総合計画等審議会条例(平成27年吉田町条例第25号)第2条第1号の規定に基づき、平成28年1月15日付け吉企第576号で諮問のありました第5次吉田町総合計画の前期基本計画(案)について調査審議した結果、一部修正を加えて成案としたものが適当と認めましたので、当該成案を付して、ここに答申します。

第 28 号議案

第5次吉田町総合計画基本構想について

吉田町総合計画の策定に関する条例（平成27年条例第24号）第6条の規定に基づき、第5次吉田町総合計画基本構想について議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出

吉田町長 田村典彦

記

第5次吉田町総合計画基本構想

別冊のとおり

吉田町総合計画等審議会委員名簿



	氏名	役職等	備考
1	塚本成男	吉田町教育委員会委員長	第3条第1号
2	岩村章子	吉田町農業委員会委員	第3条第1号
3	知久正博	吉田町商工会副会長	第3条第2号
4	藁科武夫	ハイナン農業協同組合常務理事	第3条第2号
5	福世準一	南駿河湾漁業協同組合専務理事・吉田支所担当理事	第3条第2号
6	大石敏弘	静岡うなぎ漁業協同組合代表監事	第3条第2号
7	大石節夫	吉田町社会福祉協議会長	第3条第2号
8	大石英次	住吉区自治会長	第3条第3号
9	田島逸雄	川尻区自治会長	第3条第3号
10	大石勝郎	片岡区自治会長	第3条第3号
11	坂本道明	北区自治会長	第3条第3号
12	柳原克彦	吉田町さわやかクラブ連合会長	第3条第4号
13	松本和江	吉田町女性団体連絡協議会長	第3条第4号
14	田中啓	静岡文化芸術大学教授	第3条第4号
15	後藤茂文	(株)静岡銀行吉田支店長	第4条
16	小野田弘行	島田信用金庫吉田支店長	第4条
17	飯田千恵子	(株)FM島田放送番組審議会委員	第4条
18	鈴木佐知子	元吉田町男女共同参画プラン策定委員会委員 (特別養護老人ホーム住吉杉の子園施設長)	第4条
19	新井さやか	保育園保護者	第4条
20	中村充利	島田公共職業安定所長	第4条

■ オブザーバー

	氏名	役職等	備考
1	掛澤孝壽	静岡県中部地域政策局長	

資料編

平成26年	3月20~30日	<p>まちづくりに関する住民意識調査</p> <p>調査対象：吉田町在住の満20歳以上の男女3,000人 回収結果：有効回答数 1,115票 (37.2%)</p>
	12月25日	<p>第1回吉田町まちづくり座談会</p> <p>座談会メンバー：役場女性職員（コーディネーター1人、子育て中の女性職員6人 計7人） 内容：出産しやすい環境づくりについて、子育てしやすい環境づくりについて、子育て世代が定住しやすい環境づくりについて</p>
平成27年	1月20日	<p>第2回吉田町まちづくり座談会</p> <p>内容：出産しやすい環境づくりについて、子育てしやすい環境づくりについて、子育て世代が定住しやすい環境づくりについて</p>
	3月24日	<p>第3回吉田町まちづくり座談会</p> <p>内容：出産しやすい環境づくりについて、子育てしやすい環境づくりについて、子育て世代が定住しやすい環境づくりについて</p>
	3月~7月	<p>転入・転出理由調査</p> <p>調査対象：転入者及び転出者 回収結果：有効回答数（転入）355票、（転出）368票</p>
	6月22日	<p>吉田町行財政構造改革推進本部会議（第36回）</p> <p>内容：第4次吉田町総合計画後期基本計画の評価等について、まち・ひと・しごと創生への取組について</p>
	7月2日	<p>町長インタビュー</p>
	8月6日	<p>吉田町行財政構造改革推進本部会議（第37回）及び吉田町地域づくり推進委員会（第1回）合同会議</p> <p>内容：地方人口ビジョンについて、地方版総合戦略について、第5次吉田町総合計画について、第3次吉田町国土利用計画について</p>
	8月17日	<p>まちづくりタウンミーティング（住吉区）</p> <p>参加者 50人 内容：総合計画について、まちづくり住民意識調査について、町の人口動向について、町長のまちづくりプランについて</p>
	8月18日	<p>第1回吉田町総合計画等審議会</p> <p>内容：委嘱状交付、第5次吉田町総合計画の概要について、第3次吉田町国土利用計画の概要について、「まち・ひと・しごと創生」に係る取組について</p>
	8月18日	<p>まちづくりタウンミーティング（川尻区）</p> <p>参加者 39人 内容：総合計画について、まちづくり住民意識調査について、町の人口動向について、町長のまちづくりプランについて</p>
	8月18~31日	<p>結婚・妊娠・出産・子育て等に関する意識調査</p> <p>調査対象：吉田町在住の満20歳以上40歳未満の女性（全数調査3,438人） 回収結果：有効回答数 1,011票 (29.4%)</p>
	8月19日	<p>まちづくりタウンミーティング（北区）</p> <p>参加者 74人 内容：総合計画について、まちづくり住民意識調査について、町の人口動向について、町長のまちづくりプランについて</p>
	8月20日	<p>まちづくりタウンミーティング（片岡区）</p> <p>参加者 56人 内容：総合計画について、まちづくり住民意識調査について、町の人口動向について、町長のまちづくりプランについて</p>

平成27年	8月27日	吉田町まち・ひと・しごと創生地域金融機関懇話会 内容：町の「まち・ひと・しごと創生」への取り組みについて説明（人口ビジョン（素案）、総合戦略（骨子案）等を提示して説明）、懇談（各地域金融機関の取組紹介、意見交換/地域経済の現状や今後について、町への提案など） 出席者：地域金融機関7団体ほか
	9月10日	議会議員との懇談会 内容：「人口ビジョン（案）」及び「総合戦略（案）」につき意見交換
	9月28日	第2回吉田町総合計画等審議会 内容：第3次吉田町国土利用計画（案）について、吉田町人口ビジョン（案）について、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
	9月28日	第3次吉田町国土利用計画（案）について町長から総合計画等審議会会長に諮問
	9月28日	吉田町人口ビジョン（案）について町長から総合計画等審議会会長に諮問
	9月28日	吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について町長から総合計画等審議会会長に諮問
	9月29日～ 10月12日	「吉田町人口ビジョン（案）」及び「吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」に対するパブリックコメント手続き 提出された意見数 0件
	9月29日～	第5次吉田町総合計画前期基本計画実施計画ヒアリング 担当者ヒアリング：9月29日～10月15日 副町長ヒアリング：10月27日～11月25日 町長ヒアリング：12月10～11日
	10月16日	第3回吉田町総合計画等審議会 内容：第3次吉田町国土利用計画（案）について、吉田町人口ビジョン（案）について、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
	10月26日	第4回吉田町総合計画等審議会 内容：吉田町人口ビジョン（案）について、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
	10月26日	吉田町人口ビジョン（案）について総合計画等審議会会長から町長に答申
	10月26日	吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について総合計画等審議会会長から町長に答申
	10月27日	吉田町行財政構造改革推進本部会議（第38回） 内容：「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定について
	12月1日	吉田町行財政構造改革推進本部会議（第39回）及び吉田町地域づくり推進委員会（第2回）合同会議 内容：第5次吉田町総合計画基本構想（案）について、第3次吉田町国土利用計画について
	12月4日	第5回吉田町総合計画等審議会 内容：第5次吉田町総合計画基本構想（案）について、第3次吉田町国土利用計画（案）について
	12月9日	吉田町行財政構造改革推進本部会議（第40回）及び吉田町地域づくり推進委員会（第3回）合同会議 内容：第5次吉田町総合計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）について、第3次吉田町国土利用計画（案）について
12月14日	第6回吉田町総合計画等審議会 内容：第5次吉田町総合計画基本構想（案）について、第3次吉田町国土利用計画（案）について	

平成27年	12月14日	第5次吉田町総合計画基本構想（案）について町長から総合計画等審議会会長に諮問
	12月15～28日	「第5次吉田町総合計画基本構想（案）」に対するパブリックコメント手続き 意見提出者1人、意見数5件
平成28年	1月5～8日	第5次吉田町総合計画前期基本計画ヒアリング
	1月13日	吉田町行財政構造改革推進本部会議（第42回）及び吉田町地域づくり推進委員会（第4回）合同会議 内容：第5次吉田町総合計画基本構想（案）について、第5次吉田町総合計画前期基本計画（案）について
	1月15日	第7回吉田町総合計画等審議会 内容：第5次吉田町総合計画基本構想（案）について、第5次吉田町総合計画前期基本計画（案）について
	1月15日	第5次吉田町総合計画基本構想（案）について総合計画等審議会会長から町長に答申
	1月15日	第5次吉田町総合計画前期基本計画（案）について町長から総合計画等審議会会長に諮問
	1月18日	吉田町行財政構造改革推進本部会議（第43回）及び吉田町地域づくり推進委員会（第5回）合同会議 内容：第5次吉田町総合計画前期基本計画（案）について
	1月22日	第8回吉田町総合計画等審議会 内容：第5次吉田町総合計画前期基本計画（案）について、第3次吉田町国土利用計画（案）について
	1月22日～2月4日	「第5次吉田町総合計画前期基本計画（案）」に対するパブリックコメント手続き 意見提出者3人、意見数37件
	2月4日	第9回吉田町総合計画等審議会 内容：第3次吉田町国土利用計画（案）について、第5次吉田町総合計画前期基本計画（案）について
	2月8日	第10回吉田町総合計画等審議会 内容：第3次吉田町国土利用計画（案）について、第5次吉田町総合計画前期基本計画（案）について
	2月8日	第3次吉田町国土利用計画（案）について総合計画等審議会会長から町長に答申
	2月8日	第5次吉田町総合計画前期基本計画（案）について総合計画等審議会会長から町長に答申
	2月10日	吉田町行財政構造改革推進本部会議（第45回）及び吉田町地域づくり推進委員会（第6回）合同会議 内容：第5次吉田町総合計画について、第3次吉田町国土利用計画について
	3月1日	吉田町議会 提案 第5次吉田町総合計画基本構想について
	3月22日	吉田町議会 議決 第5次吉田町総合計画基本構想について

第 5 次吉田町総合計画

発行 吉田町
企画・編集 吉田町企画課
〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
TEL 0548-33-2136
FAX 0548-33-2162
ホームページ <http://www.town.yoshida.shizuoka.jp>





吉田町民憲章

わたくしたちは、美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくりをめざして、この憲章を定めます。

- 1 水と緑に恵まれた自然を愛し、住みよい町をつくります。
- 1 心と体をきたえ、健康で安心して暮らせる町をつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、活気あふれる町をつくります。
- 1 互いに学びあい、教養を深め、高い文化の町をつくります。
- 1 思いやりをもち、あたたかい心のかよう町をつくります。

第5次吉田町総合計画

■ 問合せ先 企画課企画調整部門 電話 0548-33-2136

静岡県 吉田町

